神津島空港

Ａ２－ＢＣＰ

２０２６年７月

東京都神津島港湾空港管理事務所

改正番号	改正日	適用日	改正概要
制定	令和２年９月 18 日 ２大支港第 1048 号	令和２年９月１８日	新規制定
２	令和３年７月２８日 ３大支港第８２９号	令和３年８月１日	一部改正 外部機関との連携及び想定災害等の追記
３	令和８年７月２日 ７大支港第７３７号	令和８年７月１０日	「Ａ２－ＢＣＰ」ガイドラインの一部改正を反映、内容見直し　ほか

目次

はじめに..... － 1 －
第１章　被害想定 ..... － 1 －
（１）地震..... － 1 －
（２）津波..... － 1 －
（３）悪天候等..... － 1 －
第２章　統括的災害マネジメントに向けた目標設定..... － 2 －
（１）すべての空港利用者の安全・安心の確保..... － 2 －
（２）空港施設の早期復旧..... － 2 －
第３章　総合対策本部「Ａ２－ＨＱ」の設置..... － 2 －
（１）「Ａ２－ＨＱ」の設置..... － 2 －
（２）「Ａ２－ＨＱ」の構成..... － 3 －
（３）「Ａ２－ＨＱ」の役割..... － 3 －
第４章　神津島空港における計画..... － 4 －
（１）Ｂ－Plan（Basic Plan：基本計画） ..... － 4 －
Ｂ－１　滞留者対応計画..... － 4 －
Ｂ－２　早期復旧計画..... － 6 －
（２）Ｓ－Plan（Specific-functional Plan：機能別の喪失時対応計画） ..... － 8 －
Ｓ－１　電力供給機能..... － 8 －
Ｓ－２　通信機能..... － 9 －
Ｓ－３　上水道機能..... － 10 －
Ｓ－４　燃料供給機能..... － 11 －
Ｓ－５　空港アクセス機能..... － 12 －
第５章　外部機関との連携..... － 14 －
第６章　情報発信..... － 14 －
（１）整理すべき情報と担当機関..... － 14 －
（２）情報の集約と発信..... － 14 －
第７章　訓練計画..... － 14 －
（１）訓練の実施..... － 14 －
（２）点検の実施..... － 15 －
第８章　各施設の担当部署と技術者の配置状況..... － 15 －

はじめに

「Ａ２－ＢＣＰ」は、空港利用者等の安全・安心の確保を目的とした「滞留者対応計画」と、航空ネットワークの維持を目的とした空港の「早期復旧計画」等からなる基本計画（B（Basic）－Plan）に加えて、これまで経験したことのないレベルの災害等にも対応できるよう、電力供給や通信、上水道や燃料供給、空港アクセスといった機能の喪失時等への対応も考慮した機能別対応計画等の計画（Ｓ（Specific-functional）－Plan）も併せて策定している。

今後、実効性のある「Ａ２－ＢＣＰ」の策定及び見直し並びに訓練等を通じて意識を高め、災害の発生時には関係者が一体となって迅速に対応することで、災害に強い航空ネットワークの構築につなげていく。

第１章　被害想定

（１）地震

ア　想定規模

「神津島村地域防災計画」による南海トラフ地震（マグニチュード 9.0）とする。

イ　被害状況

空港施設について次の被害を想定

・旅客ターミナルビルは、鉄骨躯体などの構造部材は無事である一方、窓ガラス、天井板等非構造部材の一部に被害が発生

・滑走路、誘導路等の基本施設は、舗装面に応急補修が必要なクラックが発生
　場周柵の一部が損傷
　航空灯火（進入角指示灯）の一部が変位

・旅客ターミナルビル内に滞留者が 50 人発生

・商用電力の供給が停止、水道施設の被災により上水の供給が停止、携帯電話の音声通話が規制

・空港へのアクセス道路（都道）の一部が通行不能

（２）津波

ア　想定規模

「神津島村地域防災計画」による南海トラフ地震（マグニチュード 9.0）とする。

イ　被害状況

神津島村地域防災計画の被害想定において、神津島空港は想定される津波浸水域には含まれないことから、浸水による被害はないものと想定。

（３）悪天候等

ア　想定規模

・大雨：時間雨量 90㎜ 以上、または 24 時間雨量 400㎜ 以上を観測

・台風：瞬間最大風速 50m/s、暴風域５時間継続

・降灰：火山の噴火により滑走路、誘導路等に降灰が約１㎜ 堆積

イ　被害状況

・旅客ターミナルビルは、大きな被害なし

・降灰により航空機が離着陸不能、航空灯火が一部損傷

・空港へのアクセス道路及び都道の一部が通行不能

・商用電力の供給が停止、水道施設の被災により上水の供給が停止、携帯電話の音声通話が規制

第２章　統括的災害マネジメントに向けた目標設定

（１）すべての空港利用者の安全・安心の確保

災害発生後 72 時間を目安として、空港関係者が一体となり、想定される全ての滞留者が安全・安心に過ごせる環境の確保を図る。

（２）空港施設の早期復旧

気象警報等が発表されていればその解除後、72 時間以内に民間航空機の離着陸が可能となる状態まで滑走路等空港施設の復旧を図る。

第３章　総合対策本部「Ａ２－ＨＱ」の設置

（１）「Ａ２－ＨＱ」の設置

神津島空港においては、以下の設置基準に達する災害が発生した場合に「Ａ２－ＨＱ」を設置する。「Ａ２－ＨＱ」事務局は神津島港湾空港管理事務所が担うこととし、設置場所は神津島港湾空港管理事務所内会議室とする。なお、各構成員間の情報共有（招集時の連絡手段を含む）については、原則として電子メールを使用するものとし、リモートによる参集も可能とする。

「Ａ２－ＨＱ」設置基準

ア　地震

神津島で震度「６弱」以上の地震が発生した場合

イ　悪天候等

飛行場警報または特別警報が発表された場合

「非常に強い」台風等が神津島空港に大きな影響を及ぼす可能性がある場合

ウ　その他

上記ア及びイに関わらず、災害の発生が予見され、かつ、空港の機能維持・復旧等について関係者との統括的な調整が必要と本部長が判断した場合

（２）「Ａ２－ＨＱ」の構成

「Ａ２－ＨＱ」は、神津島港湾空港管理事務所、神津島空港消防所及び新中央航空神津島営業所を構成員とし、大島支庁長を本部長、大島支庁港湾課長を副本部長とする。

現場の意思決定者は本部長とし、副本部長は本部長を補佐する。なお、本部長不在の場合の代行順位は、①大島支庁港湾課長、②神津島港湾空港管理事務所長、③その他の指定された神津島港湾空港管理事務所職員とする。

（３）「Ａ２－ＨＱ」の役割

「Ａ２－ＨＱ」は、主に以下の事項を行うものとする。

ア　災害やその被害、加えて復旧状況等に関する情報の一元的な収集・共有、記録・整理、外部機関への発信

イ　被災状況に基づく対応方針の決定

ウ　決定事項に基づく関係機関への要請

エ　空港施設や空港アクセス等の被災・復旧状況に応じた外部機関への各種要請

第４章　神津島空港における計画

（１）Ｂ－Plan（Basic Plan：基本計画）

Ｂ－１　滞留者対応計画

ア　被害想定

・災害によって空港へのアクセス道路が通行不能となり、航空旅客等の滞留者が 50 人発生。

・滞留者が空港内に最大３時間滞在。

イ　行動目標

・災害発生後 15 分以内に、滞留者を空港内の安全な場所（空港ターミナルビル内ロビーまたは屋外駐車場）に避難させ、負傷者等への対応にあたるとともに、滞留者数及び被害状況を把握する。

・被害情報などを速やかに集約し、関係機関や旅客へ随時発信する。

・災害発生後３時間以内に、神津島村指定の避難所（神津島空港最寄りの指定避難所は開発総合センターまたは中学校）に避難させる。但し、津波の発生が懸念される場合は、標高が高い金長運動場または火葬場へ避難させるか、若しくは空港内の安全な場所に留まるなど、臨機応変に対応する。

ウ　役割分担

＜表１－１－１　関係機関の役割分担＞

	事前の備え	災害発生直後	応急復旧時
神津島港湾空港管理事務所	・備蓄品の準備	・被害情報の収集、整理 ・空港内の安全な場所の確保 ・「Ａ２－ＨＱ」の設置（構成員の招集） ・(必要に応じて) 医療機関への支援要請 ・国土交通省東京航空局へ被害状況等の報告	・(必要に応じて) 飲料水の配布 ・関係機関へ被害情報等の発信 ・空港アクセス確保に向けた協力要請、調整 ・滞留者へ村指定避難所等の情報提供 ・(必要に応じて) 滞留者を村指定避難所へ誘導
航空会社 （新中央航空神津島営業所）		・運行状況、運航への影響等を確認 ・滞留者の状況把握、空港内の安全な場所への避難誘導 ・本社、運航中の航空機へ被害状況等の連絡	・滞留者へ被害状況等の情報提供 ・(必要に応じて) 滞留者を村指定避難所へ誘導

＜表１－１－２　タイムテーブル＞

経過時間	被災状況	対応者			
		神津島港湾空港管理事務所			航空会社
災害発生	道路通行止め	被害情報の収集、整理			運行状況、運航への影響等を確認
15 分後	滞留者 50 人 空港内の安全な場所へ避難完了	空港内の安全な場所の確保	「Ａ２－ＨＱ」の招集（構成員の招集）	国土交通省航空局へ被害状況等の報告	滞留者の状況把握、空港内の安全な場所への避難誘導 本社、運航中の航空機へ被害状況等の連絡
30 分後		（必要に応じて） 医療機関等への支援要請	関係機関へ被害情報等の発信 空港アクセス確保に向けた協力要請、調整		滞留者へ被害状況等の情報提供
60 分後		（必要に応じて） 飲料水の提供			
120 分後					
180 分後	滞留者の解消	滞留者へ村指定避難所等の情報提供 （必要に応じて） 滞留者を村指定避難所へ誘導			（必要に応じて） 滞留者を村指定避難所へ誘導

Ｂ－２　早期復旧計画

ア　被害想定

・災害によって滑走路等舗装面の一部にクラックが発生し、航空機の離着陸が不能。

・航空灯火（進入角指示灯）の一部が変位。

イ　行動目標

・災害発生後１時間以内に、神津島港湾空港管理事務所職員及び航空会社職員が参集する。

・災害発生後 24 時間以内に、回転翼機（緊急物資輸送及び広域医療搬送等）が運航可能な状態（一部運用再開）まで滑走路等の空港施設を応急復旧する。

・災害発生後 72 時間以内に、定期便が運航可能な状態まで滑走路等の空港施設を応急復旧する。

ウ　役割分担

＜表１－２－１　関係機関の役割分担＞

	事前の備え	災害発生直後	応急復旧時
神津島港湾空港管理事務所	・災害発生時の緊急的な運用に係る航空局等関係機関との調整 ・災害応急対策業務に係る関係事業者（建設会社等）との調整	・空港基本施設、灯火施設の被害状況を確認（緊急点検） ・「Ａ２－ＨＱ」の設置（構成員の招集） ・国土交通省東京航空局へ被害状況等の報告	・空港基本施設、灯火施設の復旧（定期便の運航が可能な程度）
航空会社 （新中央航空神津島営業所）		・運航状況、運航への影響を確認	・定期便の運航再開に向けた調整
気象庁東京管区気象台 東京航空地方気象台		・所管施設、設備等の被害状況を確認	・所管施設、設備等の応急復旧

＜表１－２－２　タイムテーブル＞

経過時間	被災状況	対　応　者				
		神津島港湾空港管理事務所			航空会社	気象庁
災害発生	滑走路舗装面にクラック発生、進入角指示灯が変位する等により、離着陸が不能	空港基本施設、灯火施設の被害状況を確認（緊急点検）			運航状況、運航への影響を確認	所管施設、設備等の被害状況を確認
15 分後	↓	滑走路舗装面にクラック発生を確認 進入角指示灯の変位を確認	「Ａ２－ＨＱ」の設置（構成員の招集）	国土交通省東京航空局へ被害状況等の報告	↓	↓
30 分後	↓	損傷施設緊急修繕開始	↓	ノータム発出依頼（AD クローズ）	↓	↓
60 分後	↓	↓	↓		↓	↓
12 時間後	↓	↓	↓		↓	↓
24 時間後	一部運用再開（緊急輸送等）	損傷施設緊急修繕完了	↓	ノータム発出依頼（AD クローズ解除、一部クローズ継続）	↓	↓
48 時間後	↓	↓	↓	↓	↓	↓
72 時間後	定期便運用再開	空港基本施設、灯火施設の復旧（定期便の運航が可能な程度）		ノータム発出依頼（クローズ全面解除）	定期便の運行再開に向けた調整	所管施設、設備等の応急復旧

（２）Ｓ－Plan（Specific-functional Plan：機能別の喪失時対応計画）

Ｓ－１　電力供給機能

ア　被害想定

・災害によって電柱・電線等の送電設備が被害を受け、空港施設への商用電力の供給が停止。

イ　行動目標

・商用電力供給の停止に伴う予備自家発電設備の自動起動を確認するとともに、運転状況を監視し、空港機能維持に最低限必要な 72 時間の電力を確実に確保する。

ウ　役割分担

＜表２－１－１　関係機関の役割分担＞

	事前の備え	災害発生直後	応急復旧時
神津島港湾空港管理事務所	・予備自家発電設備の稼働のために十分な燃料（軽油）を確保 ・災害応急対策時の燃料供給に係る取扱事業者との調整	・ターミナルビル及び電源局舎内の受配電設備の被害状況を確認 ・予備自家発電設備の稼働状況を確認 ・電力会社の対応状況等に係る情報収集	・(必要に応じて) 燃料（軽油）の調達 ・施設内電気設備の保護装置等再設定 ・電力会社の復旧見通し把握

＜表２－１－２　タイムテーブル＞

経過時間	被災状況	対　応　者		
		神津島港湾空港管理事務所		
災害発生	商用電力の供給停止	ターミナルビル及び電源局舎内の受配電設備の被害状況を確認 施設内電気機械設備の保護装置等作動	予備自家発電設備の稼働状況を確認	電力会社の対応状況等に係る情報収集
15 分後		電気設備緊急点検実施		
30 分後		↓		↓
60 分後		施設内電気機械設備の保護装置等再設定	↓	電力会社の復旧見通し把握
12 時間後		↓	(必要に応じて) 燃料（軽油）の調達	↓
24 時間後		↓	↓	↓
48 時間後	↓	↓	↓	↓
72 時間後	商用電力の供給再開			

Ｓ－２　通信機能

ア　被害想定

・災害によって通信輻輳・基地局損傷等が発生し、携帯電話事業者が携帯電話の音声通話を規制。

イ　行動目標

・滞留者に対して、Wi-Fi が利用可能なエリアについて情報提供を行う。

ウ　役割分担

＜表２－２－１　関係機関の役割分担＞

	事前の備え	災害発生直後	応急復旧時
神津島港湾空港管理事務所		・施設内通信施設の被害状況を確認 ・通信規制に係る情報収集	・航空会社へ Wi-Fi 利用可能エリアの情報提供
航空会社 （新中央航空神津島営業所）			・滞留者へ Wi-Fi 利用可能エリアの情報提供

＜表２－２－２　タイムテーブル＞

経過時間	被災状況	対　応　者		
		神津島港湾空港管理事務所		航空会社
災害発生	携帯電話の音声通話規制実施	施設内通信施設の被害状況を確認	通信規制に係る情報収集	
15 分後	↓	航空会社へ Wi-Fi 利用可能エリアの情報提供	↓	滞留者へ Wi-Fi 利用可能エリアの情報提供
30 分後	↓	↓	↓	↓
60 分後	↓	↓	↓	↓
180 分後	携帯電話の音声通話規制解除または滞留者の解消			

Ｓ－３　上水道機能

ア　被害想定

・災害によって水道施設が損傷し、上水の供給が停止。

イ　行動目標

・滞留者の飲料水とトイレ用水を３時間分確保する。

ウ　役割分担

＜表２－３－１　関係機関の役割分担＞

	事前の備え	災害発生直後	応急復旧時
神津島港湾空港管理事務所	・受水槽の貯水状況を確認 ・配布用飲料水（ペットボトル入り飲料水）を 50 人分確保	・施設内給排水設備の緊急点検 ・ペットボトル入り飲料水の配布準備	・施設内給排水設備の応急復旧 ・滞留者、航空会社にトイレ等給排水設備の使用可否に係る情報提供 ・水道事業者（村）に復旧状況を確認 ・ペットボトル入り飲料水を配布

＜表２－３－２　タイムテーブル＞

経過時間	被災状況	対　応　者		
		神津島港湾空港管理事務所		
災害発生	上水の供給停止	施設内給排水設備の緊急点検		ペットボトル入り飲料水の配布準備
15 分後	↓	施設内給排水設備の応急復旧	滞留者、航空会社にトイレ等給排水設備の使用可否に係る情報提供	ペットボトル入り飲料水を配布
30 分後	↓	↓	水道事業者（村）に復旧状況を確認	↓
60 分後	↓	↓	↓	↓
180 分後	上水の供給再開または滞留者の解消			

Ｓ－４　燃料供給機能

ア　被害想定

・災害によって給油施設が被害を受け、燃料供給機能が停止。

イ　行動目標

・給油施設を点検し、燃料供給機能の早期復旧を図る。

ウ　役割分担

＜表２－４－１　関係機関の役割分担＞

	事前の備え	災害発生直後	応急復旧時
神津島港湾空港管理事務所	・災害応急対策時の燃料供給に係る事業者との調整 ・給油施設の適切な維持管理(定期点検等)	・燃料供給事業者に連絡	
燃料供給事業者 (シミズ商会)	・給油施設の適切な維持管理(日次点検等) ・充分な燃料の確保	・給油施設の緊急点検	・燃料の品質確認

＜表２－４－２　タイムテーブル＞

経過時間	被災状況	対応者	
		神津島港湾空港管理事務所	燃料供給事業者
災害発生	給油機能停止	燃料供給事業者に連絡	給油施設の緊急点検
15 分後	↓	↓	↓
30 分後	↓	↓	↓
60 分後	↓	↓	↓
12 時間後	↓	↓	↓
24 時間後	↓	↓	↓
48 時間後	↓	↓	燃料の品質確認
72 時間後	給油再開		

Ｓ－５　空港アクセス機能

ア　被害想定

・災害によって倒木等が発生し、空港へのアクセス道路が通行不能。

イ　行動目標

・災害発生後３時間以内に、滞留者を空港施設外に避難させるために必要な空港アクセスを確保する。

・災害発生後 24 時間以内に、空港の一部運用再開に向けて、緊急物資輸送及び広域医療搬送等に対応可能な空港アクセスを確保する。

・災害発生後 72 時間以内に、空港の全面運用再開に向けて、空港へのアクセス道路を復旧する。

ウ　役割分担

＜表２－５－１　関係機関の役割分担＞

	事前の備え	災害発生直後	応急復旧時
神津島港湾空港管理事務所	・道路支障物撤去等に係る道路管理者との調整、確認	・空港へのアクセス道路の被害状況を確認	・空港へのアクセス道路の復旧に向けた道路管理者への協力要請、調整 ・航空会社へ道路の被害状況、復旧状況等に係る情報提供
航空会社 （新中央航空神津島営業所）			・滞留者へ道路の被害状況、復旧状況等に係る情報提供

＜表２－５－２　タイムテーブル＞

経過時間	被災状況	対　応　者	
		神津島港湾空港管理事務所	航空会社
災害発生	空港へのアクセス道路が通行不能	空港へのアクセス道路の被害状況を確認	
15 分後	↓	↓	
30 分後	↓	道路管理者への協力要請、調整 航空会社へ道路の被害状況、復旧状況等に係る情報提供	滞留者へ道路の被害状況、復旧状況等に係る情報提供
60 分後	↓	↓	↓
180 分後	滞留者の解消	↓	↓
24 時間後	空港へのアクセス道路が一部開通	↓	↓
48 時間後	↓	↓	↓
72 時間後	空港へのアクセス道路		

	が全面開通		

第５章　外部機関との連携

・災害時における応急対策業務等に関する覚書【令和３年６月 30 日　神津島村】
・災害時における応急対策業務等に関する協定書【令和３年６月 30 日　神津島建設業協会】
・災害時における応急対策業務等に関する協定書【令和３年６月 30 日　南島建設(株)】

第６章　情報発信

（１）整理すべき情報と担当機関

・管理施設の被害及び復旧状況
　【神津島港湾空港管理事務所】
・地震や津波等の災害の状況
　【気象庁東京管区気象台東京航空地方気象台】
・民間航空機の運航計画及び運航状況
　【新中央航空神津島営業所】
・旅客ターミナルビルや駐車場の運用状況
　【神津島港湾空港管理事務所】
・村営バス運行に支障する道路状況
　【神津島村】
・空港周辺の道路状況
　【新島警察署神津島南駐在所】

（２）情報の集約と発信

ア　上記（１）で整理された情報は、「Ａ２－ＨＱ」が集約する。
イ　「Ａ２－ＨＱ」は、集約した情報を各構成員及び警察機関に提供し、現場の担当レベルまで当該情報を共有させる。あわせて、以下に対しても上記情報を提供する。
　・国土交通省航空局災害対策本部
　　（航空局総務課危機管理室　03-5253-8700）
　・東京航空局災害対策本部
　　（東京航空局安全企画・保安対策課　03-5275-9316）
ウ　「Ａ２－ＨＱ」は、関係機関と調整の上、報道機関等の外部機関に提供する資料を作成し、情報を発信する。
エ　滞留者への情報提供は、原則として新中央航空神津島営業所を介して、神津島港湾空港管理事務所が行う。

第７章　訓練計画

（１）訓練の実施

「Ａ２－ＨＱ」主催の訓練を、毎年 10 月を目途に行うものとする。訓練の企画・立案は神津島空港管理事務所が行い、訓練の実施後、アンケート調査を実施するなど、参加

機関の要望や提案等を募るよう努める。

なお、訓練の結果等を踏まえ、必要に応じて「Ａ２－ＢＣＰ」の改正を行う。

（２）点検の実施

神津島港湾空港管理事務所は、以下のとおり点検を実施する。

ア　神津島空港予備自家発電設備管理要領に基づく予備自家発電設備の点検

イ　受水槽等給水設備の機能点検（年１回）

ウ　法令点検を要しない非常用機器の動作点検（年１回）

第８章　各施設の担当部署と技術者の配置状況

ア　基本施設

灯火施設

旅客ターミナルビル

・神津島港湾空港管理事務所　電気職１名

・大島支庁神津島出張所　　土木職１名

イ　無線施設

・該当施設なし

ウ　気象観測施設

・気象庁東京管区気象台東京航空地方気象台